

Q 村の自立と単独市制は

A 市制施行選択も一手法



角掛 邦彦 議員
(新緑クラブ)



▲一本木まちづくり委員会が防雪柵を設置

Q1

村単独市制の意向は。

A1

地方自治法および県で定められた条件をクリアする必要があるが、県条例の意図する点を精査していきます。

三位一体改革の影響から市制のメリットが及んできているのではとの観点からの評価も必要であり、単独市制も村の自立と発展につながる大きな要素の一つの手法として調査検討します。

Q2

住民の参画協働の実態は。

A2

現状での住民の行政参加は、総合計画、各種計画の策定、その進捗よく状況の評価の段階での参画をいただいています。

若者世代での参画状況は、一部に留まっていますが、担い手であり参画しやすいような提案や環境の整備が必要と考えます。
住民と職員の協働の意識と住民が

Q3

望む地域づくりは、行政が支援に協働を進めていますが、参加者は一部に過ぎず職員の意識においても統一されていません。

18年度より村に協働の窓口を設置します。

北部污水处理計画の状況は。

A3

進捗よく状況は、菓子、滝沢駅前については22年度の整備完了を見込んでいます。

一本木地区污水处理推進委員会の状況については、各種污水处理設備の要件や手法は、学習や検討を行っています。村として情報提供を行い、意見、提言をいただいています。

整備計画における村の考え方については、各省の縦割事業が連携を図られるよう改正されることにより、最新の事業手法の調査研究に努め、地域の意向を踏まえ、整備手法を再検討していきます。